No.	該当 ペ ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無	流山市手話言語条例 (素案)修正案
【例】 1-1	POO	1 0000について	・いただいたご意見については、基本的には原文のまま掲載すること。 ・提出された意見の数が多く、意見を集約して掲載する場合は、代表される1件の意見を掲載の上、「同様〇件」という表記にて掲載すること。 ・1人の方が複数の意見を述べている場合は、1つのセルにすべてを記入せず、セルを分けてそれぞれ掲載すること。	・左欄の意見の要旨を、3行~5行程度で、分かりやすく記入すること。(庁議・政策調整会議)		修正の 有無を 記入す	・条例や計画書の修正された本文 等を掲載すること。
1~ 23		その他 全般	賛同・賛成致します。「他 同様22件」 	左記のとおり	御賛同・御賛成ありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
24~ 25		その他 全般	共生社会を実現してください。「他 同様1件」	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
26		その他 全般	わたしたちは耳がきこえません。コミュニケーションは、会話で手話が必要です。是非、条例を作ってほしいのです。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
27		その他 全般	口もとを良く見てもわかりません。手話してお願いします。	左記のとおり	条例第6条 施策の推進(3)にて取り組んでまいります。	無	
28		その他 全般	昔のろう学校の教育方針は手話は使ってはいけない時代がありました。 現在は手話なくして聴覚障害者のコミュニケーションは不可能でしょう。手話は言語として考えます。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
29-1		その他 全般	市民に理解(手話は言語である)してもらうため、この条例は必要だと思う。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
29-2		前文	前文の文章がわかりにくいので、わかりやすくして欲しい。	左記のとおり	前文については、聴覚障害者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたもので、広く市民に理解してもらえるよう、難しい語句は用いずわかりやすくまとめたものとなっています。 また、前文の第3段落の一部を削除及び第8段落について一部を修正させたいただきます。	有	第三段落の <u>第三者</u> と の意思疎通の <u>第三</u> 者を削除し、第八段 落の手話が言語で あることへの理解の 普及に <u>努めるととも</u> にを努めることにより と修正します。
29-3			県との連携・協力(第5条) 「県との連携協力するよう努める」とあるが、努めるではなく、もっと積極的に推進し働きかけるような表現が良いと思う。	左記のとおり	本条例は、市が主体となって取り組むことを規定しており、主体的取り組みとして県との連携に努めるという趣旨です。	無	
29-4		条例(施策の推 進) 第6条	第6条(3)の「環境の構築」の意味がわからない。	左記のとおり	手話通訳者の養成や派遣など、手話を必要と している方のコミュニケーションがしやすい生 活環境を作っていくことです。	無	
30		その他 全般	「手話は言語」であること。賛成です。 早く実現されますよう進めて頂けましたら、私達聴覚障碍者にとって悲願です。	左記のとおり	ご賛成いただきありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
31-1		その他 全般	この条例が出来ることに賛成します。 条例作りに携わった皆様に敬意を表します。	左記のとおり	ご賛成いただきありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
31-2			第3・6段落「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」を「ろう者」にして欲しいです。理由は手話を言語とするのならば、はじめから手話を使い大切に守ってきたのはろう者であるからです。	う者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
32-1		その他 全般	多岐にわたり比較・研究された結果の素晴らしい条例案だと思います。この条例案に賛成致します。	左記のとおり	ご賛成いただきありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
32-2			第3条(市の責務)で手話への普及の促進を謳い、第6条で掲げている手話を学び普及させるために実施している講習会の主催を現在のNPOから市に替えて実施していただきたいということです。		手話講習会については、市が指定した指定管理事業者であるNPO法人が必須事業のひとつとして実施しているものであり、現状において問題ないものと考えています。	無	
32-3		進)第6条	聴覚障害者の意思疎通の機会の確保、又通訳者の健康維持の為に設置手話通訳者・指導者の確保と養成に市は努めるとい	者の確保と養成に市は努めるという文言を入れて欲しい。	手話通訳者、設置通訳者の確保と養成については、障害者総合支援法の地域生活支援事業として千葉県と流山市において既に取り組んでおり、本条例における第6条施策の推進(3)手話による円滑なコミュニケーションができる環境の構築に含まれるものと考えています。	無	

No	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無 (素案)修正案
33		その他 全般	「聴覚障害者」については、「ろう者」を検討してはどうですか? その条例で、市民全体に少しでも手話が言語であることを普及出来れば嬉しいです。	L\°	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が 聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市 民に理解しやすい表現を用いました。	無
34		その他 全般	手話に対する理解と普及の為に、小学生から中学生の間、学活やホームルームの時間等に、学年に合わせて少しの時間でも 手話やろう者のことを理解してもらえるような時間を作るのはどうでしょうか。		条例第6条 施策の推進(4)にて取り組んでまいります。	無
35		その他 全般	流山市で手話言語条例が制定されることは大きな前進です。 また、未就学で手話が分からない耳の聞こえない人にも身振り等のコミュニケーション方法があります。それも尊重していただ きたく思います。	左記のとおり	ご賛同・ご賛成ありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無
36		その他 全般	条例の成立とその後の実現状況の市民への報告を期待しております。		状況については、障害者関係団体等との意見 交換の場で報告するとともに、障害者計画等 でお知らせをしてまいります。	無
37-		その他 全般	耳が聞こえない人や聞こえづらい人→ろう者でいいです。	う者という表現がよい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が 聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市 民に理解しやすい表現を用いました。	無
37-		その他 全般	市民のみなさんもコミュニケーション一緒に活動がんばろう!!	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無
37-		その他 全般	生まれてからろう学校に入り、手話環境で育ったので必要です。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無
38-		その他 全般	「手話は言語である」条例制定に向けご尽力いただき感謝いたします。 「意志疎通」は「意思疎通」と統一してはどうか。		配布資料である概要(資料2)及び逐条解説 資料の中の誤植であることから、これを訂正し ます。	無
38-		その他 全般	「全ての聴覚障害者に合った情報コミュニケーションを」と附則として明記してはどうか。 聴覚障害者は聞こえが様々。中途失聴者・難聴者などは情報コミュニケーション手段としては、筆談や要約筆記が不可欠。 検討をよろしくお願いします。	ニケーション手段を明記。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。情報コミュニケーション手段については、障害者総合支援法の地域生活支援事業や障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めてまいります。	無
39-		その他 全般	市民に如何に手話を普及させるかが喫緊の課題と思います。手話通訳者の派遣要綱の拡充。		手話通訳者の派遣要綱の拡充については、 必要に応じて検討してまいります。	無
39-		条例(施策の推 進)第6条	手話通訳者を含む意思疎通支援者の確保と養成など検討して頂きたいと思います。		手話通訳者の確保と養成については、障害者総合支援法の地域生活支援事業として千葉県と流山市において既に取り組んでいます。その他の意思疎通支援者の確保等については、他の制度で検討してしてまいります。	無
39-		条例(施策の推 進)第6条	推進項目の具体的内容が見えないので推進方針を明確にして欲しい。		条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。第6条の施策の推進については、基本的な考え方を定めることとしており、具体的対応については流山市障害者計画等で進めてまいります。	無

No.	該当 ペー ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無	流山市手話言語条例 (素案) 修正案
40-1				手話以外の要約筆記の啓発、普及を要望。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。 聴覚障害者の意思疎通支援手段については、障害者総合支援法の地域生活支援事業や障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めてまいります。	無	
40-2			本条例制定に賛成の立場で意見を述べます。 前文 手話の定義に当たり、第1段落でインパクトある表現がなされたのは良かった。	左記のとおり	御賛成いただきありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
40-3			前文 第3段落の「 <u>耳が聞こえない人や聞こえづらい人</u> 」については「 <u>ろう者</u> 」として欲しい。 (理由)手話言語を長年にわたって大切に育んできたのは「ろう者」である。	こえづらい人をろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
40-4	1P	前文	前文 第6段落の <u>「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」</u> については「 <u>ろう者</u> 」として欲しい。 (理由)この段落の対象は「ろう者」と考えられる。		本条例ではろう者という表記を用いず、耳が 聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市 民に理解しやすい表現を用いました。	無	
40-5			前文 第7段落の「・・・ <u>・ことから・・・必要である</u> 」は削除しては。 (理由)第8段落の書き出しと重複する。	左記のとおり	第7段落は手話に対する理解を深める必要性が生じていることを述べ、手話が言語であることの理解の普及の必要性があることを第8段落で位置づけていますので、このままの形とします。	無	
40-6				の普及については、手話が言語である ことへの理解を深め、手話の普及とし	手話が言語であることへの理解の普及に努めることを通じ、手話の普及が図られていくものと捉えています。 逐条解説資料の4Pの第8段落に「手話が言語であることへの理解の普及に努めることを通じ、手話の普及を図る」旨を追記します。	無	
40-7			基本理念 第2条の「・・・コミュニケーションを図る <u>自由</u> を有する・・」については「・・・コミュニケーションを図る <u>権利</u> を有する・・」としてはどうか。 (理由)「権利」があって「市の責務」が生ずるのでは。手話言語法(仮称)の五つの権利の内「手話を使用する権利」。権利を行使して自由に手話を使えるようになれば。	由を有するについては、権利を有するとしてはどうか。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	
40-8		条例(施策の推 進)第6条	施策の推進 手話は、言語であると同時にコミュニケーション手段でもあり、取組みが重要と思います。 第6条第1項の(4)については幼少時の教育の有効性および家族などへの手話普及の可能性(5)については昨今の災害多 発への対応などの観点から推進項目に取り上げられたのは本条例の特徴として大いに評価したい。 第6条第1項の推進項目について推進方針を明確にして欲しい・ (理由)推進項目の具体的内容が見えないので。	推進方針を明確にしてほしい。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。第6条の施策の推進については、基本的な考え方を定めることとしており、具体的推進については流山市障害者計画等で進めてまいります。	無	
40-9				記を検討。	市民等が手話を学ぶ機会の確保については、 条例第6条 施策の推進の中で取り組んでま いります。	無	

3

No.	該当ペジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無	流山市手話言語条例 (素案)修正案
40-10		条例(施策の推 進)第6条	第6条第1項の(1)~(3)について市民等への手話について理解と普及を促進するために下記を検討頂きたい。 (2)手話通訳者の派遣要綱の拡充 (理由)市民等に如何に手話を普及させるかが喫緊の課題と思います。		手話通訳者の派遣要綱の拡充については、 必要に応じて検討してまいります。	無	
40-11		条例(施策の推 進)第6条	第6条第1項の(1)~(3)について市民等への手話について理解と普及を促進するために下記を検討頂きたい。 (3)手話通訳者を含む意思疎通支援者の確保と養成 (理由)市民等に如何に手話を普及させるかが喫緊の課題と思います。	意思疎通支援者の確保と養成。	手話通訳者の確保と養成については、障害者総合支援法の地域生活支援事業として千葉県と流山市において既に取り組んでいます。その他の意思疎通支援者の確保等については、他の制度で検討してまいります。	無	
40-12		条例(施策の推 進) 第6条		関係団体との協議の場を設けてほしい。	協議の場の設定については、流山市福祉施 策審議会や障害者団体連絡協議会等の場に おいて聴取可能であると考えています。 また、施策の展開や見直しにあたっては、今 までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団 体等からご意見をお聞きし、施策に反映でき るものと考えています。	無	
41-1			今まで当事者や行政の方々と学習、意見交換を重ね条例(案)が出来上がりました。本当にうれしく感謝します。1歩前進しましたが、ここからがスタートだと思います。今後ろう者や手話の理解、普及を社会全体に広げるための方法、手話通訳者の養成、確保等を当事者、行政の方々と一緒に考えて行けたらと思います。	左記のとおり	御意見ありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
41-2			以下、条例(案)について、検討をお願いします。 前文 第8段落、第6段落「耳が聞こえないひとや聞こえづらい人」→「ろう者」	耳が聞こえない人や聞こえづらい人を ろう者に検討して欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
41-3		条例(基本理念) 第2条		由を有するについては、権利を有する と検討して欲しい。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	
41-4		進)第6条		施策の見直しに当たっては、協議会の 設置を検討。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
42-1			この条例により、手話は言語である事を一般に理解して頂き、手話が普及する事を望みます。 ・前文について 手話を長年にわたって大切に育んできたのはろう者であるので、「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」は「ろう者」に変更をお願いしたい。	耳が聞こえない人・聞こえづらい人をろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が 聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市 民に理解しやすい表現を用いました。	無	
42-2		進)第6条		を設けて欲しい。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	

No.	該当 ペー ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無 (素案)修正案
43		その他 全般	手話を理解するのが先決である。	が大切。手話以外の要約筆記の啓発、 普及を要望。	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。 聴覚障害者の意思疎通支援手段については、障害者総合支援法の地域生活支援事業や障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めてまいります。	無
44-1		その他 全般	手話が障害者基本法に「言語」として位置づけられているのに、まだ手話に対する理解が広まっていないことが残念。この条例が施行され、全ての市民が互いに尊重し、理解しあえるように手話の普及理解が進むと良いと思う。	左記のとおり	ご意見ありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無
44-2	Р	前文	前文の文章がわかりにくいので、皆がわかりやすいようになるともっと良いと思う。		前文については、聴覚障害者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたもので、広く市民に理解してもらえるよう、難しい語句は用いずわかりやすくまとめたものとなっています。 また、前文の第3段落の一部を削除及び第8段落について一部を修正させたいただきます。	の意思疎通の <u>第三</u> 者を削除し、第八段
45-1			の中で、手話は言語であるという意味と必要性を実感しています。 先日アメリカNYのスターバックスで店員全員が手話ができるという店舗があり話題になりました。日本は手話普及については 遅れているどころか、手話が日常生活に全く結びついていません、スーパー、病院、電車、バス、学校、その他多くの公共機 関、、流山市役所職員の方々で手話ができる方は何人いらっしゃるでしょうか? この条例が広く市民に理解され、実行されるよう強く希望します。	全員が手話ができるという店舗があり、 日本は手話の普及については遅れている。市職員の手話技能の向上を望む とともに、この条例が広く市民に理解さ	聴覚障害者や市内の手話サークル、関係者 の協力により、市職員に対する手話講習会を 実施しているほか、職員による手話勉強会な ど自主研修による活動により職員の手話技能	無
45-2		第2条	以下、条例(案)について変更希望箇所をコメントします。 基本理念第2条 コミュニケーションを図る「自由」を有する →自由ではなく「権利」に変更	由を有するについては、権利を有するに変更。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無
45-3		条例(施策の推 進) 第6条	施策の推進 第6条 市は、次に掲げる施策を「総合的」に推進、、、→ 総合的の表現が曖昧で意味がわからないので分かり易い言葉に変更。	施策の推進の総合的の意味がわから ないので分かり易い言葉に変更。	第6条の(1)から(6)の施策について総合的に実施するとともに、市が定める流山市障害者計画との位置づけを明確にしながら行っていくということになります。	無
45-4		条例(施策の推 進) 第6条	市は施策の見直しに当たっては障害者団体等から意見を聴くよう「努める」ものとする、、、 → 努めるではなく「必ず設ける」に変更。以上よろしくお願いいたします。		協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無
46-1		その他 全般	言語条例制定に向けて、ろう者の思いを理解し、共に学び協力していただきありがとうございます。よりよい条例制定に向けて 市民の意見に耳を傾けていただけたらと思います。	左記のとおり	御意見ありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無

		該当 ペー ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無 (素案)修正第	条例 案
2	16-2	1P	前文	前文について、文章の流れが不自然で文章に違和感を感じます。再考をお願いしたく思います。 意見を添付します。 手話は言語である。 人間は、言語によって、自分の思いや考えを伝え、社会生活を営できた。 手話は、指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する言語である。 これまで手話が言語として認められなかったことや手話を使用する環境が充分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は情報を得ることや意思疎通を図ることが困難で、多くの不安を感じながら生活してきた。 このようなことから、私たちはお互いを理解し尊重しながら信頼の絆で結ばれる社会を実現していくことが大切である。 これら(を踏まえ)私たちは、手話が言語であることの認識に基づき、手話の理解に努め、ろう者が手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、市民が共に生きる地域社会を築くことを決意しこの条例を制定する。	文章に違和感を感じます。再考をお願いしたい。 案文提案有。	前文については、手話が言語であること、その歴史的背景、法的根拠等を表示する必要があることからこうした表現となりました。また、聴覚障害者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたもので、広く市民に理解してもらえるよう、難しい語句は用いずにわかりやすくまとめたものとなっています。 なお、ろう者の表現については本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や間こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
2	16-3	1P	前文	むために長年にわたり大切に育んできた言語である。 しかし、これまで手話は言語として認められてこなかったために、手話による教育や環境が整備されず、ろう者は必要な情報を 得ることや意思疎通を図ることが難しく、不便や不安を抱えながら生活してきました。今日、障害者の権利に関する条約や障害	文章に違和感を感じます。再考をお願いしたい。障害の有無に関わらず、共生社会というという言葉・文章は必要か?耳の聞こえない人・聞こえづらい人→ろう者 これはろう者の言語条例ということで市が確認したことではないか。 案文提案有。	第一段落の「手話は言語である」との表現は、本条例の趣旨を率直に表現するものであ見いである。 東や要望をお聞きする中でまとめられたものです。 また、固有名詞等ではないことから「」による明記は必要ないと考えます。 共生社会という表現については、障害者をいているによいである」とにおいて、「障害者施策のはないでありた。 共生社会という表現については、ではいいでは、では、個性を専したが、相互に人格と個性を専していることなく、相互に人格との実現を目指していることない。 あいまする社会の実現を目指しているによがら共生する社会の実現を目指していることが、のままの表現とさせていただきます。 本条例ではろう者という表記を用いず、広くのままの表のようさい、大や聞こえづらい人として、 本条例ではろう者という表記を用いました。	無	
2	146-4		条例(目的) 第 1条	(目的) 障害の有無に関わらず(有無を削除) 共生社会 → 地域社会 総合的に推進することにより、すべての市民等がお互いに尊重し合うことができる地域社会の実現を目指すことを目的とする。		障害者基本法第1条において、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。第5次流山市障害者計画(平成27年度~平成32年度)においても、同様の表現を用いていることから、このままの表現とさせていただきます。	無	
2	16-5		条例(基本理念) 第2条	2条 自由 → 権利に変更。	由を権利に。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としており、後半部分は全ての市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無	

6

No.	該当 ペー ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無	流山市手話言語条例 (素案)修正案
46-6		進)第6条	第6条2項について 施策の見直しにあたっては、障害者団体等との協議の場を必要に応じて持つように努めるものとする。に変更。 意見を聴くだけでなく、協議の場も設けて施策に反映させて欲しいと思います。	施策の見直しにあたっては、協議の場 を必要に応じて持つように変更。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
47			お店などでもっと手話対応できる人がいますというアピールがあっても良いと思う。 気軽にコミュニケーションが出来にくい気が する。	左記のとおり	手話に対する理解と普及、啓発に取り組んで まいります。	無	
48			にと願います。	左記のとおり	手話に対する理解と普及、啓発に取り組んで まいります。	無	
49			手話の言語としての位置付けに関する言語学的に分析する。世界には憲法や法律で手話を公用語と定めた国がいくつもあるが手話が一つだという原則論はないと思います。 手話は音声言語と同じく自由さと市民とのつながりの理解が大切だと思います。		条例(案)の作成にあたっては、ご指摘の内容を含めて十分に検討させていただきました。聴覚障害者や関係者・団体からの意見交換の場において、言語学者のように手話について追及してしまうと、市民にとって理解しにくくなってしまうという懸念が出ていました。これでは、手話を理解してもらい普及をしていくという考えからかけ離れてしまうことから、言語学的にこだわるのではなく、多様な手話が存在することを認識した上で、手話の多様性を認め理解、普及に努めることとしました。	兼	
50			やっと手話言語として認められ、本当にうれしい。デフ・カルチャは価値観の違いを認め合いましょう。 手話はろう者の文化であり、母体語を尊重し理解し合いましょう。	左記のとおり	御意見ありがとうございました。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
51-1			以前、子供達とキャンプに行った際に、聞こえない人達がいました。子供達は「あの人たちはなぜ聞こえないの?」と私に質問してきました。日頃聞こえない人に出会っていないことを象徴するような出来事でした。 (目で見えにくい障害ですし、出会う確率も少ないと思いますが。) 既に市内の小中学校で手話教室が行われているところがありますが、子供の頃から聞こえない人と接し、聞こえない人がどんな暮らしをしているのか、どんな苦労があり、どんな工夫をしているのかを知る機会があるとないとでは、その後が違うと思います。是非、小中学校での手話教室が開催されるといいと思います。この条例が施行されて、手話や聞こえない人の暮らしをより多くの市民にわかってもらえたら嬉しいです。		条例第6条 施策の推進(4)にて取り組んでまいります。	無	
51-2		前文	「手話は言語である」という書き出しはとてもよいと思います。 言語であることを知らない人が多いと思うからです。	左記のとおり	御意見ありがとうございました。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
51-3			前文の最後から3行目「障害の有無にかかわらず」は削除してはいかがでしょうか。 条例は手話言語条例に関するものなので、この文言が入ると問題が拡散してしまう気がします。もちろん「障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現する」ことはとても大事だと思いますし、実現してほしいと願っています。	かかわらず」を削除してほしい。	障害者基本法第1条において、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」としています。第5次流山市障害者計画(平成27年度~平成32年度)においても、同様の表現を用いていることから、このままの表現とさせていただきます。	無	
51-4		条例(県との連 携及び協力) 第5条	第5条の語尾「努めるものとする」を「積極的に推進する」という文言に変えてはいかがでしょうか。 流山市には是非この条例ができたら「努める」という努力もいいですが、「積極的に推し進めて」ほしいからです。 流山市が変われば、市民も変わります。		本条例は、市が主体となって取り組むことを規定しており、主体的取り組みとして県との連携に努めるという趣旨です。	無	

7

No	該当 ペー ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無 (素案)修正案
51-		進)第6条	第6条の2(2)の語尾「努める」を「設ける」に変えてはいかがでしょうか。 以前、ろう者は「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と立ち上がったことがあります。 これに象徴されるように、当事者に寄り添った条例を作ってほしいです。 この条例は、手話を母語とするろう者のためのものです。(中途失聴者等も含むと思います) 是非、当事者の声を大切にしてほしいと思います。	る」に変えてはいかが。	協議の場の設定については、流山市福祉施 策審議会や障害者団体連絡協議会等の場に おいて聴取可能であると考えています。 また、施策の展開や見直しにあたっては、今 までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団 体等からご意見をお聞きし、施策に反映でき るものと考えています。	無
52-			ての言葉機能に障害を受けるため、手話や筆談のような代替手段がありません。そのために記憶や判断力などに全く障害がないにもかかわらず、社会参加の機会を奪われて、他人に依存する生活を強いられています。医療・介護・福祉のサービスを受ける際には、自己選択や自己決定が重要視されていますが、自己選択のための情報を得ることや、自己決定の意思を伝えることもままなりません。本条例案には、聴覚障害者について、このような不自由な面が記載されていますが(1ページ中ほど)、これは聴覚障害者に限られたものではありません。	含む「障害者の多様な意思疎通支援手段」の普及促進に関する条例にしてほ しい。 障害者基本法で「全て障害者は、可能 な限り、言語(手話を含む)その他の意	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。よって、条例名については現(案)のままとします。 その他の多様な意思疎通支援手段の普及促進は、他の制度で検討してまいります。	無
52-			ならない。」とあります。 今年度から障害者総合支援法の下で、全ての都道府県の必須事業として「失語症者向け意思疎通支援者の養成」と、その後 は地域生活支援事業として市町村から「意思疎通支援者の派遣」を実施することになっています。今年度、 <u>関東7都県では東</u> 京都、神奈川県、群馬県、茨城県がすでに養成を実施しており、来年度は埼玉県と栃木県でも養成を実施する予定ですが、 <u>千</u> 葉県では、まだ計画がありません。 <u>私たちの活動は</u> 、これまで地域の言語聴覚士やボランティアの厚意に支えられてきましたが、このような不安定な支援ではな	今年度から国が実施している「失語症者向け意思疎通支援事業」も条例に含め推進するべき。 障害者基本法には、「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなけれ	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。 失語症者の方に係る意思疎通支援事業については、他の制度で検討してまいります。 千葉県への働きかけについては、県の動きを見守りたいと思います。	無
53			す。 私は、手話言語の普及に反対するものではありません。長年の聴覚障害者の不自由、特に手話が否定され口話中心の教育が主流であった時代に聴覚障害者が言語自体を習得することすらままならず、結果的に条例案の前文にあるように意思疎通はもちろん知識の蓄積や文化的生活に困難があったことは認識しています。 しかし、言語の障害から意思疎通の不自由をきたし、社会生活の中で不便や不安を抱えて生活している人は、聴覚障害者のみではありません。 言葉の発達の観点から言えば、聴覚障害だけではなく、知的発達の遅れからも言葉の獲得が遅れ、人生の長きにわたり、意思疎通に配慮が必要となります。脳性麻痺では、知的遅れがないにもかかわらず、口や喉の運動麻痺のために発声発語が困難で、意思疎通には特別な配慮と支援が必要となります。 いったん言語を獲得した成人においても、パーキンソン病やALSといったいわゆる難病と言われる進行性の病気では、発話が	様な意思疎通支援手段の普及促進に関する条例」とすべき。いろいろな障害による言語の障害があり、それに合ったコミュニケーション支援が必要。「全ての障害者」が「意機する、できれる」ように、条例に明記をが確保される」ように、条例に明記を表される。とれる」ように、条例に明記を表達を表話を表表が、意思疎通支援者のもきでは、発音では、発音では、発音では、発音を表が、意思疎通支援者なった。 高次脳機能障害、難病、重度身体養成・派遣に関する事業の対象となっ手通成・派遣に関する事業の対象となっ手通訳のあるとから明確化すさきである。けることから明確にする事である。方法の表述が、表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	その他の多様な意思疎通支援手段の普及促進は、他の制度で検討してまいります。 千葉県への働きかけについては、県の動きを見守りたいと思います。	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	流山市手話言語条例 (素案)修正案
			す。「全ての障害者」が「意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」ように、この条例制定の機会に条例に明記すべきではないでしょうか。 障害者差別解消法第1条では、「(略)障害を理由とした差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、(略)共生する社会の実現に資する(略)」とありますが、このたび手話に限定して条例を制定するならば、	今年度から失語症者向け意思疎通支援者の養成と派遣が都道府県(市町村)の必須事業とされた。千葉県においては、まだ養成開始のめどが立っていない。流山市でも支援者の派遣が早急に開始できるよう、県への働きかけをお願いしたい。			
54-1		その他 全般	条例に関連して、万一、条例が制定されたということであれば、障害者支援課に設置されている手話通訳者1名増員をお願いいたしたい。というのは、手話通訳者が不在のとき、ろう者が来庁した場合、対応できなくなると困るからです。 よろしくお願いいたします。	設置手話通訳者1名を増員してほしい。	設置手話通訳者については、現状で充足されていると考えます。増員については今後ニーズをしっかり把握した上で検討してまいります。	無	
54-2			条例案については、大筋賛成です。 ただ、前文に記されている「耳が聞こえない人」を「ろう者(聞こえない人)」に、また、「聞こえづらい人」を「中途失聴者や難聴者 (聞こえづらい人)」に変更することについて、検討していただきたいと思います。		本条例ではろう者や中途失聴者、難聴者を含め、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
55-1			【手話を言語として認識】について 公的な場で言語としての正式に認められるまで長きにわたって時間を要した歴史があります。何故ならば手話表現自体の個人 差が大きいからで、手話表現と音声言語の一致にはまだ多くの時間を要すからだと思っています。それでも言語として承認した 上で、今後も時間を掛けて音声言語との整合性を作り続ける必要があると思います。少しづつ変化する言語としての認識が必 要と思います。	左記のとおり	条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。 御意見ありがとうございました。	無	
55-2		その他 全般	【市は手話は言語の具現化】 文章化することでスタートラインが明確になり、今後の活動に役立つ銘文になると思います。	左記のとおり	御意見ありがとうございました。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
55-3			手話は「日本語」「日本語ではない」「手話は孤立している」「日本語に含まれる」等「手話」の位置づけは様々な考えの中にあると思います。各々に発言理由があると思うし、今後の事を考えての位置づけだと思います。「日本人が使う言葉が日本語」というのが国際的な視点。ならば、「琉球語」「アイヌ語」も日本語のはず。細かく分けてなんの意味があるのかわからないです。流山市手話言語の普及の促進に関する条例が、言語として位置づけているのであれば、手話も日本語なのが妥当ではないかと思います。	思う。日本人が使う言葉が日本語というのが国際的な視点。ならば、「琉球語」「アイヌ語」も日本語である。流山市手話言語の普及の促進に関する条例	が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。 手話は、日本語と並列の言語であると認識しています。	無	
55-4			し得る。社会で活躍している社会人、自宅で人との接点が減ってしまった聴力がい者もいます。手話表現をしても通じない事が無い様に、新しい手話を聴力障がい者が知る機会を作る手話学習会も必要となると思います。「孤立」の原因については、社会の動き、情報システム等絶えず気を配らないと「孤立」の解決にはつながらないとおもいます。	いない。だから通訳が立ち会っても理解できない事も発生し得る。手話表現をしても通じない事が無い様に、新しい	そうした現状を含め、市では手話通訳者による定期的な研修会を開催し、新しい手話の単語の習得や表現方法等について共通認識に	無	
55-5			【日本手話・日本語対応手話】について この表記は、中途失聴者・中途難聴者・先天ろう者等の方々が使用している表現をモーラしていてとても現状に理解のある明 記と感じました。	左記に同じ	御意見ありがとうございました。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	

No.	該当 ペー ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無	流山市手話言語条例 (素案)修正案
55-6			話通訳を配置します。また、手話が必要となる日常場面には手話通訳や要約筆記者の派遣を行っていきます】以前手話サークルは各市町村に一つとして展開していたが、いつの間にか複数の団体が設立運営していると聞く。聴力障害を持つ方々にとって手話サークルが複数ある事で利便性は増したのか知りたい。単に自分のやりたい様に運営する為に団体がふえたのであったとしたら、誰の為のなんの為の団体かわからない。複数の団体の中から将来の手話通訳が育成され、行政の情報保障に立つと思うとやや不安感を抱く。目的、趣旨が流山市として「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」に賛同するものであったならば、一本化したほうが将来の為になると思う。	展開していたが、複数の団体が設立運営している。 聴力障害者にとって手話サークルが複数ある事で利便性は増し		無	
55-7			【共生社会の実現】について まさに必用な事で、社会の理解と意識向上が不可欠。是非、大切にしていただきたい銘文と思います。	左記のとおり	条例制定に向けて取り組んでまいります。	無	
55-8		携及び協力) 第5条	【千葉県との協力】 千葉県との協力体制はとても心強いです。しかし、在住している聴力障害者の特性が仮にあったとしたら、在住者視線での体制づくりが不可欠。要望が地元流山内であっても県が認めないといった案件が発生しても、流山が主体で進める施策が必要と思いますが、縦割り行政でそこまでの対応は可能か、やや心配な気がしています。	左記のとおり	干葉県の「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」と、今回流山市が制定しようとしている本条例では、手話が言語であるという位置づけと、普及啓発への取り組みについて差異はないものと認識しています。普及啓発方法については、市条例であることから流山市が主体的に取り組むものであるため、市の独自性が損なわれることはないと考えています。	無	
55-9		進)第6条	【手話に関する施策を総合的に推進】について 個人差がまだ大きい手話の表現をどうやって「受容」「理解」「共有」するのか、具体性が見えません。これは必要に応じてという 事で展開していくありがたい思いですが、関与する人の考え一つで右にも左にもいくもので、不安を感じます。せめて、もう少し 具体的な方向性を示してほしいと思いました。	左記のとおり	第6条の施策の推進については、基本的な考え方を定めることとしており、具体的推進については流山市障害者計画等で進めてまいります。	無	
55-10	2P	進)第6条	ながります。「手話」とは何かをよくよく理解している人が複数関与した体制で、条例の精神から絶対に逸脱しない基盤をしつかり作ってから対応して欲しいです。「手話教室を開催しました」とただ単に開催のみにしか視点が行かないスタッフが学校教育に手を染めると、カンニングに手話を使ったり、公的公共機関内で卑猥な表現をして笑っていたりする現象が発生します。「聴力障がい者の思い」や「手話を作り改善してきた歴史」「言語として利用する手話の重さ」を伝えなくてはなりません。これが失敗すると言語としての考えが崩壊します。	語」とうたっているこの条例から大きくかけ離れる。「手話」とは何かをよくよく理解している人が複数関与した体制で、条例の精神から絶対に逸脱しない	第6条(4)については、手話が正しく理解され、普及されるよう配慮してまいります。	無	
56-1	1P	前文	「手話は言語である」の事行政も同感して下さってうれしく思っております。 手話はろう者たちが昔から使われた言語だったので聞こえづらい人でなく「ろう者」と言いたいです。	聞こえづらい人でなく、ろう者と言いたい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	
56-2			第6条では、理解及び手話の普及・・・ではなく、理解を深め、手話の普及をして欲しい。 理由は、ろう者の事を理解を深めてほしい。その上に手話も必要なので普及してほしい。	手話の普及ではなく、理解を深め、手 話の普及にしてほしい。	第6条に記載されている施策の推進の条文についてですが、「深め」とは理解に対する形容詞であり、結果的に内容が変わらないためこのままの形といたします。	無	

No.	該当 ペー ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無	流山市手話言語条例 (素案) 修正案
56-:		条例(施策の推 進)第6条	手話通訳者派遣増やすには、養成講座に関係あるので市でやってほしい。	左記のとおり	手話講習会については、市が指定した指定管理事業者であるNPO法人が必須事業のひとつとして実施しているものであり、現状において問題ないものと考えています。	無	
57	1P	前文	耳が聞こえない人や聞こえづらい人を「ろう者」として欲しい。 「ろう者」として欲しい。「ろう者」の言い方は決してはずかしいことではなく、手話をしている人達だからです。	ろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が 聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市 民に理解しやすい表現を用いました。	無	
58-		前文	前文 4行目と14行目の「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」を「ろう者」にして頂きたい。 (理由)手話はろう者が意思疎通のために大切に育んできた言葉であるから。ろう者は自分達を「ろう者」と言う言葉で表現している。	い人をろう者にして欲しい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が 聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市 民に理解しやすい表現を用いました。	無	
58-:		条例(基本理念) 第2条	基本理念 第2条の2行目コミュニケーションを図る自由→権利と自由にしていただきたい。 (理由)ろう者にとって手話を使って意思疎通を図ることは権利でもあり自由でもあると思う。	由を権利と自由にして欲しい。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。		
59-		前文	手話に対する理解が多くの人達に伝わっていないと思うし、手話が言語であることを広く普及していく方法は何か?	左記のとおり	手話が言語であることへの理解の普及については、パンフレットや講演会等のあらゆる機会を通じて啓発を行ってまいります。		
59-:		前文	流山市手話言語普及の促進に関する条例(案)前文の文章が分かりにくい。難しい。		前文については、聴覚障害者や関係団体との意見交換や要望をお聞きする中でまとめられたもので、広く市民に理解してもらえるよう、難しい語句は用いずわかりやすくまとめたものとなっています。また、前文の第3段落の一部を削除及び第8段落について一部を修正させたいただきます。	有	第三段落の <u>第三者</u> と の意思疎通の <u>第三</u> 者を削除し、第八段 落の手話が言語で あることへの理解の 普及に <u>努めるととも</u> にを努めることにより と修正します。
60-		前文	前文を読むと聞こえづらい人も、手話でコミュニケーションをとっていると誤解される。中途失聴者・難聴者は口形を読み、日本語対応手話を使い、残存聴力があればそれも使い、筆談も使いコミュニケーションをとっています。基本的に難聴児は聞こえる社会で生活、育っているため手話ができない人の方が多い。中失者は、ある程度年齢がいってから聞こえなくなっているため、手話を覚えることは大変です。ろう者とは全く違うが、むしろこの人たちの方が社会で理解されていないと思います。	コミュニケーションをとっていると誤解される。中途失聴者は、ある程度の年齢となってから聞こえなくなっており、手話を覚えることは大変。ろう者とは全く違うが、むしろこの人たちの方が社会で理解されていないと思う。	聞こえづらい人、中途失聴者や難聴者のよう に何らかの原因により中途から聞こえなくなっ た人たちも含め、年齢や原因にかかわらず手	無	
60-:	2	進)第6条	概要部分「施策の推進(第6条)(5)意志疎通→意思疎通」 逐条解説5P6行目も「意志」になっています。 施策についても具体的な説明がなく、特に反対する理由もないですが、条例の目的があいまいな印象を受けます。		配布資料である概要(資料2)及び逐条解説 資料の中の誤植であることから、これを訂正します。 第6条の施策の推進については、基本的な考 え方を定めることとしており、具体的推進につ いては流山市障害者計画等で進めてまいりま す。	無	
61-		前文	耳が聞こえない人や聞こえづらい人 → ろう者	ろう者と表現。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市民に理解しやすい表現を用いました。	無	

No	該当 ペー ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無 (素案)修正案
61-		前文	理解の普及→ 理解を深め手話の普及	手話が言語であることへの理解を深め、手話の普及としてはどうか。	手話が言語であることへの理解の普及に努めることを通じ、手話の普及が図られていくものと捉えています。 逐条解説資料の4Pの第8段落に「手話が言語であることへの理解の普及に努めることを通じ、手話の普及を図る」旨を追記します。	無
61-		条例(基本理念) 第2条	2条 基本理念 コミュニケーションを図る自由 → 権利	由を権利に。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。 第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としており、後半部分は全ての市民を対象としています。手話を必要とする市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。	無
61-		条例(施策の推 進)第6条	施策の推進 第6条 障害者関係団体等から意見を聴くように →障害者関係団体との協議の場を必要に応じて持つように		協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無
62-		前文	私はこの条例に賛成です。前文第1行目に「手話は言語である。」と、明記されていること。 ろう者の命とも言える手話を、まず認めてほしいというろう者の思いを受け止めていただき、その上で歴史等研究を重ね前文・ 条文が作られたと思います。ありがとうございます。	左記のとおり	御賛成いただきありがとうございます。 条例制定に向けて取り組んでまいります。	無
62-		条例(施策の推 進)第6条	6条2項施策の見直しについて、障害者、関係団体等から意見を聴くのはアンケートやパブリックコメントの文章での意見だけではなく、ろう者、手話通訳者、関係団体等との協議の場を設けていただき、意見を出しあい、良好な関係を保ちながらよりよい施策へと見直し、さらに広く市民に理解が深まるよう希望します。	L1°	協議の場の設定については、流山市福祉施 策審議会や障害者団体連絡協議会等の場に おいて聴取可能であると考えています。 また、施策の展開や見直しにあたっては、今 までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団 体等からご意見をお聞きし、施策に反映でき るものと考えています。	無
	1P	前文	大変素晴らしい条例と思いました。障害の有無にかかわらず市民等がお互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に、私も市民として是非協力したいと思いました。また、このような社会の実現には手話が極めて重要な役割を担っていることが良く理解できました。このような取り組みを進めて下さる市長ならびに市職員の皆様に感謝申し上げます。前文は本条例の根幹をなす考え方を示すため極めて重要であり、読み易い文章で記載する必要があります。おそらく、いろいろなご意見を反映させるために苦労が多々あったとは存じますが、条例案の文章は段落前後の文章のつながりが悪く、非常に読み難いと感じました。矛盾を感じる部分も見受けられます。もう一度、推敲されることをお勧めします。(手話にて表現する際に市案の方が適している場合はこの限りではありません。その際はお教えください。手話への理解が深まり大変勉強になります。)例えば、	二段落「手話は~表現するものである」 の関係が分かりにくい。手話を言語と する根拠を第二段落で明確に述べるべ き。手話を言語とする根拠が曖昧。 最初に「手話は言語であると」短文で言 い切るこの書き方では、あたかも一方 的に決めている印象を与える。 第三段落:「手話は、耳が~長年にわ たって大切に育んできた言語である」と	本条例の趣旨を率直に表現するものであり、 前文は聴覚障害当事者や関係団体との意見 交換や要望をお聞きする中でまとめられたも のです。また、強い要望により最初の部分に	手話が言語であることへの理解の普及に努めるとともにを手話が言語であることへの理解の普及に努めることによりと修正します。

No. ご	一 当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無 (素案) 修	言語条例 多正案
63		いるにも関わらず、第六段落「これまで手話は~生活してきた」と"これまでは言語として認められてこなかった"されており矛盾していますので、読んでいて意味が良く分かりませんでした。前者と後者では「言語」が含む範囲が異なるのかもしれませんが、説明がないので読み手は理解できません。 〇第八段落:「手話が言語であることへの理解の普及に努める」と「障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現」が並列で記載されていることに違和感がありました。「障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現」のために、それに資する「手話が言語であることへの理解の普及に努める」のではないでしょうか。さらに本条例は手話への理解や普及促進、必要とする方	説明しているが、第六段落「これまで手話は〜生活してきた」と"これまでは言語として認められてこなかった"されており矛盾している。第八段落:手話が言語であることへの理解の普及と障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、共生社会を実現を目指すことがある。最も大切な教育や利用機会の普及	落、第八段落の前段の説明として記したもの	有	
		のる。手話は、主に耳が面にえない人や面にえつらい(面にえ難い?)人が第二者との息に味通を図り心豊がな日常生活を含むために極めて重要なものであり、その使用者や関係者の普段の努力により長年にわたって大切に育まれてきた。(背景として功績を述べる文章ですから、誰が大切に育んできたのか追記した方が良いです))言語は人々が交流し、お互いの気持ちを尊重、理解するために必要であるだけでなく、知識の蓄積や文化・芸術の創造を通じて豊かな人間社会の醸成に大きく貢献してきた。手話も音声言語と同様に社会の発展に大きく貢献してきたが、音声言語とは異なり言語として社会に広く認知されていなかったために教育や利用環境の整備が不十分であった。そのため、耳が聞こえない人や聞こえづらい人の手話利用に制約が生じてしまい、必要な情報の収集や第三者との意思疎通が難しくなるため、不便と不安を抱え生活してきた。手話を必要とする市民等の不便と不安を解消するためには、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語の一つとして定義されたことを契機として、市および市民等が言語としての手話への理解をさらに深め、その教育や利用環境の整備を進めていくことが求められる。 (ここでは、市民や市が何をすべきか書くべきではないでしょうか。それを受けて、次の段落で本条例を制定するとした方が分かりやすいです) ここにわたしたち市民等は、手話が言語であることへの理解とコミュニケーション手段としての手話の普及に努めるために本条例を制定し、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指すことを宣言する。				
64	条例(目的) 1条	第 とても良く練られていて良い条例案だと思いました。ただ、一か所わかり辛かったところがありましたので、挙げさせていただきます。 (目的)第1条手話に関する施策を総合的に推進することにより の「総合的」の意味がわかり辛いです。色んな施策を同時進行的に行うという意味なのか、あるいはろう者以外の中途失聴者や難聴者も含めたといった意味なのか、それとも別の意味なのかちょっと曖昧な感じに思えました。		総合的にとは、手話に関する施策の推進について、市で策定している他の関連する計画に位置付けた施策と合わせて総合的に行っていくものとしています。	無	
65-1	条例(市民等役割)第4条	市民の役割→事業者はろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。 「おおいでは、この役割→事業者はろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。」		条例の趣旨は、障害者基本法において手話が言語として明確に位置づけられたことに着目し、その理解を促進することにあります。サービスの提供と労働環境への配慮は、障害者総合支援法及び障害者差別解消法の合理的配慮に基づき進めていくものと考えています。	無	
65-2	進)第6条	推 施策の推進→手話通訳の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策。		手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善については、必要に応じて別途検討してまいります。	無	
65-3	条例(施策の 進)第6条	推 施策の推進→市はろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。	市民が手話を学ぶ機会の確保を入れること。	市民が手話を学ぶ機会については条例第6条 施策の推進の中で取り組んでまいります。	無	

No.	該当ペジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無	流山市手話言語条例 (素案)修正案
66		進)第6条	を伝えようとするとき、健聴者は音声による情報伝達を選択することが多く、聴覚障害者は圧倒的に不利となる。 <u>市は全ての市民に対して、平等に、同時に、正確に情報を伝える手段を当然持つべきである。特に災害時等は手話は必要不可欠なコミュニケーション手段であることは明らかである。</u> 手話通訳は必須である。「健康都市」宣言した流山市では、健康情報の発信も積極的であり、先日の歯科医師会主催の講演会でも手話通訳がつき、講師(戸原玄助教:東医歯大)からも「講演会を手話通訳することはとても大切なことだと思いました。聴覚に問題を持った方への理解につながることはもちろんですが、何よりそういう問題がある方が同席できる場を提供することにもつながります。このような取り組みは全国に波及していくととても良いと思いました。」との感想をいただいている。「健康都市」とは、ソフト面では、すべての市民に平等に同時に正確に健康情報を伝え、実践	コミュニケーションは生きるための大切な能力である。手話通訳は必須である。全ての市民が平等に健康促進に努められる機会を与え「健康都市」を掲げる市としての具体策の一つとなる。市が条例(案)に沿って、手話言語の普及に努め、そして市民は情報を共有し、積極的に相互理解に努め、「健康都市」を充実するべき。	の施策、(5)において災害時における情報の 提供及び意思疎通支援に関する施策を規定	無	
67-1		進)第6条	「流山市手話言語の普及の促進に関する条例(案)」の内容は、現時点では問題ないと考えます。 手話言語条例の逐次解説の文中に、下記事項が記載されていますので、お願いしたいことを記載致しました。 「パンフレットの作成や必要に応じて動画やSNSを利用した配信サービスを行い、最小の経費で最大の効果を得ることができる ような形で手話の普及の促進が行えるよう予算の確保に努めていきます。」 → 条文第6条に記載されている「次に掲げる施策」の具体的な事例を、パンフレット等に掲載していただきたくお願い致しま す。 例)(3)手話による円滑なコミュニケーションができる環境の構築のための施策 → 市では手話通訳者を福祉部に設置し、ま た聴覚障害者への情報保障として手話通訳派遣事業を行っています 等。	覚障害者へ手話通訳派遣事業を行っ	パンフレット作成時には、ご指摘の施策の具体的な事例についても掲載するよう配慮します。	無	
67-2			パンフレットの作成にあたっては、流山市内の聴覚障害者団体また関連団体(手話サークル等)と連携しながら内容を検討していただきたくお願い致します。	等と連携しながら内容を検討してほし	パンフレット作成時には、関係者・関係団体からの意見を聴取し、内容を検討するよう努めてまいります。	無	
67-3		進)第6条	市が新しく施設を建設する場合は、情報の保障及び意思の疎通支援が行える設備を備えるように努める。→ 現在おおたかの	聴覚障害者達に対する情報保障の設備はどうなっているか。	おおたかの森ホールのホワイエに、情報を視覚的に提供できる液晶モニターの設置を予定しており、ホール内には通信システムを利用したネックループを検討しています。 その他における聴覚障害者の情報保障については、障害者差別解消法の合理的配慮により対応したいと考えています。	無	
67-4		進)第6条		時」あるいは「定期的に」という言葉を	施策の見直しにあたっては、障害者関係団体からの意見の聴取について、最も適切で効果的に行うよう努めてまいります。	無	
68-1		進)第6条		アップ講座や手話技術に応じた講座を 頻繁に市主催で開くことを検討してはど	条例第6条の施策の推進については、基本的な考え方を定めることとしており、具体的推進については流山市障害者計画等において検討してまいります。	無	
68-2		進)第6条	施策の推進(第6条) 学校における手話への理解及び手話の普及を図るための施策については 小学校・中学校にデフ協会と手話サークル員で年に数か所訪問をさせていただいていますが、これでは、手話を見ただけで本 当の意味で理解・普及がなされているのだろうか?といつも考えています。 子供たちに理解と普及を考えるなら学校のクラブ活動や部活に手話クラブを作り手話教育をしたらいいのではないかと思います。その活動には、外部からろう者の方にも参加していただき単語や日本手話の文法などをきちんと教えていただける場を検 討していただけたらどうか。 (その活動は、手話コーラスをメインとしない日常の会話が手話で出来るようにする)		条例第6条 施策の推進(4)における取り組みは、さまざまな方法を検討してまいります。	無	

N	該当 。 ペー ジ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正 の 有無	流山市手話言語条例 (素案)修正案
6			6条2項 意見を聞くのでは無く 当事者や関係団体に参加してもらい協議する必要がある *この条例が出来る事で他の障がい者への理解に繋がって欲しい。	施策の見直しに協議の場を設けてほしい。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
70		条例(基本理念) 第2条	条例(案)第2条 ・・・コミュニケーションを図る自由を有する・・・ →・・・コミュニケーションを選べる権利を有する・・・	第4条のコミュニケーションを図る自由を有するを権利を有するに。	基本理念では、前文にもあるように手話が言語であることの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現することを第2条に規定しています。第2条の前半部分は手話を必要とする市民を対象としており、後半部分は全ての市民の部分を権利とした場合、後半の全ての市民に対して義務が生じることにもなりうることから、条例の趣旨としては権利や義務を伴うものでないため、コミュニケーションを図ることは自由としています。		
70	-2		・・・・障害者関係団体等から意見を聴くよう努める・・・ →・・・障害者等から必ず意見を聴いてから努める・・・ →に検討しては如何でしょうか。 条例文は文の形式がありむずかしいと思いますが、もう少し簡潔文にして頂けると有難く思います。 是非、実現していただきたく思います。	めること。	協議の場の設定については、流山市福祉施策審議会や障害者団体連絡協議会等の場において聴取可能であると考えています。また、施策の展開や見直しにあたっては、今までどおり、適時聴覚障害者や障害者関係団体等からご意見をお聞きし、施策に反映できるものと考えています。	無	
71			前文「ろう者」であることで手話は言語であること、すごくいいと思います。「前文」を読みました。 その中に書いてある「耳が聞こえない人や聞こえづらい人」ではなく「ろう者」のほうがふさわしいと思います。	耳が聞こえない人や聞こえづらい人は ろう者がふさわしい。	本条例ではろう者という表記を用いず、耳が 聞こえない人や聞こえづらい人として、広く市 民に理解しやすい表現を用いました。	無	
71	3P -2	条例(財政上の 措置)第7条	第7条の所「努める」ではなく、「設ける」という書き方にして頂けるとありがたいです。	左記のとおり	努めるという表記については、市の財政状況 を踏まえ、予算の確保に向け最大限に努力す るという趣旨です。	無	